

令和3年3月24日

請 願 文 書 表

議 会 運 営 委 員 会

請願番号	13	受理年月日	元 . 12 . 3
件名	神奈川県議会「政務活動費の指針」に政務活動と他の活動が混在する場合のあん分率の基準と上限を決め、按分方法（例）として私的活動を含めた合理的な目安を例示することを求める請願		
請願者		紹介議員	
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		君嶋 ちか子 大山 奈々子 石田 和子 上野 たつや	
<p>1 請願の要旨</p> <p>指針のP3のⅢの2「政務活動と他の活動が混在する場合の按分指針」に記載してある按分方法（例）を私的活動を含めた幾つかの具体的事例に分けて、判り易い^{わか}あん分の^{やす}目安と上限を示した按分方法（例）に改める。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>現行のあん分は会派及び議員の活動実態から自己申告したものであり、議員の主観に左右されやすく、客観性に欠ける。私的活動が混在する場面がありうるが、現行の「政務活動費の指針」のあん分方法の例には私的活動が含まれておらず参考にならない。</p> <p>また、事務所のなかには政務活動費を充当していない事務所や後援会と共有している事務所もあるが、使用実態が不明で光熱費のあん分率が議員の主観に委ねられており、客観性に欠ける。</p> <p>さらに、交通費の車両リース代のあん分率では、混在する活動の利用割合や理由が不明で、議員の使用実感だけで判断するのは客観性に欠けるものであり、タクシー代やガソリン代についても私的活動が含まれている場合があり、あん分率を判断した理由や根拠が明記されておらず妥当性が確認できない。</p> <p>以上の理由から、「指針」を見直し、私的活動を含めて客観的で分かりやすいあん分の目安と上限を示してほしい。</p>			

請願番号	19	受理年月日	2018
件名	ネット公開された政務活動費を閲覧する際、議員名で検索することができ、使用した支出伝票を閲覧できるようにする事を求める請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	君嶋 ちか子 大山 奈々子 石田 和子 上野 たつや		
<p>1. 請願の要旨</p> <p>政務活動費のネット公開にあたって、議員毎<small>ごと</small>に使用した支出伝票が閲覧出来るようにして欲しい。</p> <p>2. 請願の理由</p> <p>私達有権者<small>たち</small>は県議会議員選挙で貴重な一票を一人の議員に投票しており、政務活動費は選挙によって選ばれた議員の調査研究等の経費として交付されている。</p> <p>交付する際の便宜上会派に一括して支給されているが、実際に使用しているのは個々の議員であり、県民には議員がどのように政務活動費を使用したか詳細を知る権利がある。すでにネット公開が実施されている他府県では、議員毎<small>ごと</small>に検索して政務活動費の支出伝票を閲覧できるようになっている。</p> <p>神奈川県議会でもネット公開に当たって現行の支出伝票の様式を見直し、県民に対して透明性のある情報公開の在り方を連絡会で検討して早期にネット公開を実施して下さい。</p>			

請願番号	27	受理年月日	2 . 1 2 . 2
件名	委員会等の終了後傍聴者に配布された資料を持ち帰ることが出来るようにすることを求める請願		
請願者		紹介議員	
<p>※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。</p>		<p>君 嶋 ちか子 大 山 奈々子 石 田 和 子 上 野 たつや</p>	
<p>1 請願の要旨</p> <p>委員会等で傍聴時配られる資料を会議終了後回収せず、傍聴者が持ち帰ることが出来るよう改めることを求めます。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>現在、委員会等の資料は傍聴者に配られますが、会議終了後に回収されます。昨年から、委員会等の審議は県のHPでライブ公開されるようになりましたが、配られた資料の扱いについては改善されていません。県庁に足を運ぶ傍聴者やネットを見られない県民に配慮し、公開の原則に合わせて運用を改善して下さい。</p>			